

## 静岡産業大学成績評価基準等に関する細則

### 第1章 総 則

#### (趣 旨)

第1条 この細則は、本学における成績評価基準等並びに成績評価の指標となるGrade Point Average（以下「GPA」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

### 第2章 成績評価、進級等

#### (成績評価基準)

第2条 成績評価基準は、次に定めるとおりとし、評価がS、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

| 判 定 | 評価 | 基 準      | 内 容                           | 成績証明書の表示 |
|-----|----|----------|-------------------------------|----------|
| 合 格 | S  | 90点～100点 | 特に優れた成果を示した。                  | S        |
|     | A  | 80点～ 89点 | 優れた成果を示した。                    | A        |
|     | B  | 70点～ 79点 | 平均的な成果を示した。                   | B        |
|     | C  | 60点～ 69点 | 合格に必要な最低の成果を示した。              | C        |
| 不合格 | D  | 59点以下    | 合格に必要な水準に及ばなかった。<br>(履修放棄を含む) | 表示しない    |

2 S評価については、令和3年度以降に入学する者から適用し、令和2年度以前に入学した者については、Sを含めてAと評価する。

3 静岡産業大学学則第24条（他の大学または短期大学における授業科目の履修等）、第25条（大学以外の教育施設等における学修）及び第26条（入学前の既修得単位等の認定）に定める単位並びに学習の評価を行わない授業科目については「認定」とし、成績証明書の表示は「認」とする。

#### (進級の単位数)

第3条 2年次から3年次への進級に必要な単位数は、40単位とする。

2 休学期間中においても進級する。ただし、2年次終了時に修得単位が40単位未満の場合は、2年次に留年とする。

3 前2項について、学生募集を停止した学部並びに教務委員会が認めた場合については、この限りでない。

#### (年間履修登録単位数の制限)

第4条 各年次における履修登録単位数の上限は、年間48単位とする。

- 2 前項に規定する単位数には、「静岡産業大学学部間の履修に関する申し合わせ事項」に規定する学部間の履修による登録単位数を含むものとする。ただし、学生募集を停止した学部並びに教務委員会が認めた場合については、この限りでない。
- 3 教職関連科目、保育士に関する科目等、学部が指定した授業科目については、履修登録単位数に含めないものとする。
- 4 長期履修学生の年間履修登録単位数については、別に定める。

### 第3章 GPA

#### (定義)

第5条 本学が使用するGPAとは、各授業科目の成績評価に対応した評点となる「Grade Point (以下「GP」という。)」を付与して算出する1単位当たりの評定平均値をいう。

#### (対象授業科目)

第6条 GPAの算出対象授業科目は、本学における学習の評価によって成績評価を受けた卒業要件に算入される全ての授業科目とする。ただし、判定が「認定」となる授業科目はGPAの算出対象授業科目としない。

#### (配点)

第7条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げるGPを配点する。

- (1) S・・・GP = 4
- (2) A・・・GP = 3
- (3) B・・・GP = 2
- (4) C・・・GP = 1
- (5) D・・・GP = 0

#### (計算方法及び種類)

第8条 学生のGPAは次に定める方法により計算する。計算値は、小数点以下第5位を四捨五入して、小数点以下第4位までを求める。

- (1) 学期GPA =  $\frac{\text{当該学期に評価を受けた科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}}{\text{当該学期に評価を受けた授業科目の総単位数}}$  の総和
- (2) 年度GPA =  $\frac{\text{当該年度に評価を受けた科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}}{\text{当該年度に評価を受けた授業科目の総単位数}}$  の総和
- (3) 累積GPA =  $\frac{\text{入学時から当該学期に評価を受けた科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}}{\text{在学期間に評価を受けた授業科目の総単位数}}$  の総和

#### (GPA計算期日)

第9条 GPAの算定は、学期ごとに指定された日 (以下「GPA算定基準日」という。)

までに確定した成績に基づいて行う。

- 2 GPA算定基準日は、前期にあつては9月30日、後期にあつては3月31日とし、当該基準日以降に確定した成績は当該学期のGPAに算入せず、次の学期のGPA算定に含めるものとする。

(再履修におけるGPAの取扱い)

第10条 不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合及び再び不合格評価となった場合の再履修前の不合格評価については、GPAには算入しない。

- 2 再履修する前に算定した学期GPA、年度GPAは変更しない。

(GPAの通知)

第11条 GPAの学生への通知は、学期ごとに学生ポータルサイトにて行う。

(GPAデータの活用)

第12条 GPAは、次の事項等に活用する。

- (1) 学生の学修に関する事項
- (2) 学生の表彰に関する事項
- (3) 奨学金に関する事項
- (4) その他学生に関する事項

## 第4章 その他

(庶務)

第13条 成績評価基準及びGPAに関する庶務は、教務課が行う。

(改正)

第14条 この細則の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

## 附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、「静岡産業大学成績評価基準に関する申し合わせ事項（平成20年4月1日施行）」は令和2年度末をもって廃止する。

## 附 則

この細則の改正は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

この細則の改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年度以降に入学する者から適用し、令和6年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この細則の改正は、令和 8 年10月 1 日から施行する。